

職業紹介手数料表

株式会社エージェンシー

サービスの種類と内容	手数料の額と負担者
求人受理時の事務費用	求人者ひとりにつき、1,000円 ※手数料負担者は 求人者 とします
求人受理後、求人者に求職者を紹介する場合	就職成功の場合
	○雇用期間が無期雇用の場合 就職してから1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている年収)の <u>30%</u>
	○雇用期間が有期雇用の場合 雇用期間中に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額 (雇用期間が1年を超える場合には最大1年間分))の <u>20%</u>
	○常目的紹介の場合 当初は有期雇用であるが、その後1年以内に無期雇用に切り替えた場合 1 有期雇用期間中に支払われた賃金の <u>20%</u> 2 無期雇用契約(常用雇用契約)に切り替えた際に 明示された年収の額の <u>30%</u>
	ただし、2で計算された額から1で徴収した額を控除し、その残余の額を 限度として徴収することとする。 ※手数料負担者は 求人者 とします

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

【求職受付手数料】

求職者からの求職の申込みに際し、職種が「家政婦(夫)」の場合、求職受付手数料として690円(税込)を申し受けいたします。ただし、申込みが同一の月において複数回の場合でも最大2回分といたします。

【第2種特別加入保険料の徴収について】

求人者が雇用した介護作業従事者(家政婦(夫))に支払った賃金の1000分の5.5(0.55%)を別途、求人者から徴収いたします。

【返戻金について】

紹介手数料の徴収後において、求人者に責任のない求職者の一方的都合によって退職した場合、下記の金額を返金いたします。

退職後、	徴収金額の
※1月以内	 80%
①試用期間終了後(ただし、3月以内の試用期間に限る)	60%
②3月以内	 40%
③6月以内	 20%